

正しい分別でごみ減量！ 〜家電リサイクル法について〜

「テレビ」、「エアコン」、「冷蔵庫・冷凍庫」、「洗濯機・衣類乾燥機」の処分は「家電リサイクル法」が適用

皆さんの家庭から出るごみのうち、「テレビ」、「エアコン」、「冷蔵庫・冷凍庫」、「洗濯機・衣類乾燥機」については「家電リサイクル法」という法律が適用されます。この法律は、家電製品から有用な部分や材料を適正にリサイクルし、ごみの減量および資源の有効利用を目的としています。

- ・ 家庭からこれら4品目の家電を廃棄するときは、原則として、
- ・ 購入した家電販売店
- ・ 買い替えをする製品を購入した家電販売店

にお問い合わせの上、処分してください。ごみ集積所や牛久クリーンセンターへの持ち込みでは処分できませんので、ご注意ください。
なお、処分には「リサイクル料金」および「収集運搬料金」が必要となります(表1参照)。

【表1】リサイクル料金および収集運搬料金の例

品目	リサイクル料金(目安) ※メーカー・大きさによって異なります。	収集運搬料金
テレビ	1,785円～(15型以下)	それぞれの家電販売店により異なりますので、家電販売店などにお問い合わせください。
	2,835円～(16型以上)	
エアコン	2,625円～	
洗濯機・衣類乾燥機	2,520円～	
冷蔵庫・冷凍庫	3,780円～(170リットル以下)	
	4,830円～(171リットル以上)	

※購入店でなくても引き取る店舗もありますので、お問い合わせください。

※購入店が分からない、引き取りができないものに関しては、廃棄物対策課(☎内線1571~1573)または牛久クリーンセンター(☎830-9333)までお問い合わせください。

ごみを処分するために
約10億円の経費が掛かっています

このように、ごみを処分するには必ずお金が掛かります。

普段皆さんがごみ集積所に捨てているごみも、収集や焼却、リサイクルや埋め立て処分などに多額のお金が掛かっています(平成23年度で約10億円)。これを少しでも減らすには、市民の皆さん一人ひとりがごみを減らすことが一番の早道です。簡単なことから始めてみましょう。

ごみを減らすために できること(例)

- ・ 食べきれないほど買わない、使わないものを買わない
- ・ 資源になるものを正しく分別する
- ・ リサイクルショップを活用する



牛久クリーンセンター内
リサイクルショップもご
利用ください！

ごみとし

て持ち込まれたものを牛久市シルバー人材センター職員が修理・再生し、牛久クリーンセンター内リサイクルプラザで販売しています。ぜひお立ち寄りください。



営業日・時間 火く土曜日午前10時く午後3時※日・月曜日、祝日定休日。

場所 牛久クリーンセンター内リサイクルプラザ1階リサイクルショップ

販売品目 家具(たんす、収納棚、テーブルなど)、食器、健康器具など

※ごみを直接ショップに持ち込むことはできません。

問 (社)牛久市シルバー人材センター ☎871・1468、牛久クリーンセンター ☎830・9333